

号外

千葉中央法律事務所 ニュース

—憲法特集—

憲法9条は世界の宝

9条をかえて、「戦争する国へ」

日本国憲法9条は、1項で「戦争放棄」、2項で「戦力不保持」と「交戦権の否定」をはつきりと定めています。したがって、政府としても、「海外での武力行使はできない」という態度をとらざるを得ませんでした。しかし、これを不満とするアメリカなどは、例え「集団的自衛権」を認めるようにとの圧力をこの間一段と強めてきました。そして、2005年10月には、自民党は党大会で「新憲法草案」を決定し、その後安倍首相などは、3年後の2010年にも、改悪のための国民投票をと意気込んでいます。

「草案」は2項を削減し、自衛軍の設立と「国際的に協調して行われる活動」をもその任務としています。そのことにより、海外での武力活動の歯止めがなくなり、戦争する国に大転換をとげることになります。

徴兵制も可能となり、軍事優先の活動が横行、国民の人権が大きく制限されることは必定です。



日本国憲法は60年前の1947年5月3日施行されました。今年は還暦を迎える記念の年。私たちは、この歴史的な年が真に平和で民主的な日本への大きな飛躍の年になることを願っています。ところが、この国の政治は、憲法の目指す方向とは、一致しない方向に突き進んでいくようと思えてなりません。5月14日の「改憲手続法」の強行成立は、憲法改悪と直結す

るもので、「この60年間経験したことのない重大な出来事でした。

私たちの法律事務所は、創立以来36年間、「憲法をくらしに生かそう」を合言葉にして活動してまいりました。それは憲法の理念、

ここがこの国の政治や社会に生かされこそ、生活や人権が守られると考えているからです。

2005年10月に発表された自民党の「新憲法草

国民の人権より「公益」優先の社会へ 国民をしばる憲法へ

日本国憲法は、「個人の尊重」「生命・自由および幸福追求の権利の尊重」を高々とうたっています。ところが、「草案」は「公益および公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う」としています。

この「公益」の最たるものは、「国防」にほかならず、戦争の遂行や国の政策によって国民の自由や人権が制限される道を開こうとしています。そして、このことは、憲法が権力者をしばるもの（立憲主義）から、国民の義務を課してしばるものへと基本的性格をも変えてしまうことを意味します。

軍事裁判所も

「草案」では、「軍事裁判所」が設置されることになっています。軍事法廷です。軍人だけでなく、民間人も動員指令や機密保護違反などで裁判にかけられる危険があります。

「改憲」のハードルを下げる

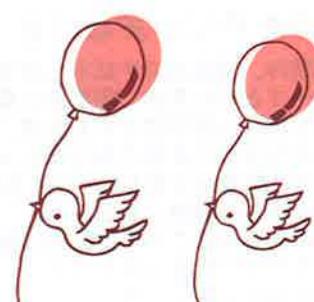
日本国憲法を改正するには、「各議院の三分の二以上の議員の賛成」で発議し、国民投票で「国民の過半数の賛成」が必要です。硬性憲法と言われるゆえんです。

ところが、「草案」は、国会の発議の要件を「三分の2」から「2分の1」に変えようとしています。政党与党が「改憲」が必要と考えたときはいつでも行えるようにとのねらいです。時の政権の都合で国的基本法が変えられてはたまりません。

憲法改悪に反対し、平和のために生かすことを求めます

案」は、アメリカの要求にこたえ、日本を「戦争する国」に大きく変えるとともに、憲法が国民をしばるものに変えてしまったなど、文字どおり、日本国憲法の根幹を破壊する重大な問題点をもつっています。

この事務所ニュース号外を発行したのも、皆さんと「一緒に憲法をめぐる危険な情勢と憲法を守り、活かすことの大切さをじっくりと話し合つてみたい」と考えたからです。



(現行憲法)
第二章 戦争の放棄
第九条【戦争の放棄、戦力及び交戦権の否定】
① 日本国は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

(自民党・新憲法草案)
第二章 安全保障 (平和主義)
第九条（第1項はそのまま） (自衛軍) (第2項は全面書き替え)
第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。
2 自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
3 自衛軍は、第一項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るために活動を行ふことができる。
4 前二項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める。

憲法をくらしに生かして

憲法施行60年のこの国は

9条守れ、平和の声をひろげよう

私たちの生きるこの国の現状を、憲法の「窓」からみてみましょう。

日本国憲法は個人の尊厳を基本としています。

日本国憲法13条は「すべて国民は個人として尊重される」とうたい、24条が「個人の尊厳」を掲げています。憲法は何よりも一人ひとりの人間を大事にすることを基本においています。9条で戦争を放棄し、軍隊をもたないことにしたのも、あのアジア・太平洋戦争のようにアジアへの侵略で貴重な生命を多数失わせたことへの反省からです。

平和であつてこそ個人の尊厳は守られるのです。また、憲法の定める社会権は世界の憲法の中でも例を見ないもの。生存権（25条）、教育を受ける権利（26条）、勤労の権利（27条）などは、今日のこの国の中でも早く実現されなければならないものというべきでしょう。

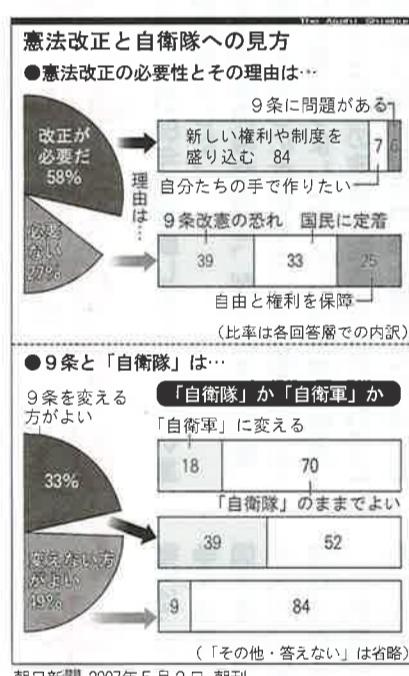
このように、憲法は福祉国家の理想に基づき、社会的経済的弱者を保護し、実質的平等を実現することを目指しているのです。

ところが現実は

この国は、憲法の理念から大きくかけ離れているように思います。長時間労働、過労死、男女差別、ワーキングプアやニート、そして多重債務に苦しむ多くの人々。また、医療制度の改悪や年金給付削減などが病気を持つ人や高齢者を苦しめています。

教育基本法の改悪は、教育への国家の介入を強めるという重大な問題をもつっています。そして、いま進められている「9条改憲」を目指す動きは、何よりも平和のうちに生存する権利を危うくするものです。

改憲は阻止できる！



朝日新聞 2007年5月2日 朝刊



千葉県内でも270を超えていました。
確信を持って大きな運動を作りましょう。

改憲阻止のためにいまなにを！

- 現憲法を読み、現憲法のすばらしさを再確認しましょう。
- 憲法をテーマとした集会、学習会に参加しましょう。
- 改憲反対を訴える街頭宣伝があれば、その訴えに耳を傾け、配布されているビラがあればこれを受け取りましょう。
- 軍隊を持ち、戦争ができる国、そんな国になったら私たちの生活がどうなるのか想像し、議論しましょう。
- 戦争体験のある人はこれを意識的に語りましょう。
- 地域の9条の会に入会しましょう。
- 署名運動に協力しましょう。

日本国憲法の原点を

- 1928年、パリで不戦条約という条約が調印され、日本も翌年、批准しました。その条約では憲法9条1項と同様の条文はありました。しかし、その条約では自衛戦争を否定しておらず、戦争が完全には違法化されていませんでした。そのため自衛を口実とする戦争を防ぐことはできず、日本人で300万人以上、アジアで2000万人とも言われる犠牲者を出しました。
- そのようなことを経験した日本は、たとえ自衛のためといえども決して二度と戦争はしないという非戦・非武装の恒久平和主義を世界に先駆けて決意して、憲法9条1項、2項を制定したのです。1項、2項が相まって非戦・非武装の恒久平和主義が貫徹されるのです。
- 1999年ハーグで開かれたハーグ平和アピール市民社会会議で採択された「公正な世界秩序のための10の基本原則」の第1項では「各國議会は、日本国憲法第9条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである。」とされており、憲法9条の価値は世界に認められています。また、本年3月に来日したボリビアのモラレス大統領も、ボリビアの新憲法では戦争放棄を盛り込みたいと講演や安倍総理との会談で述べています。

現在の憲法はそのように戦争違法化の流れを先取りした世界に誇れる憲法であり、決して60年たっても輝きは失っておらず、むしろ9条の心は世界に広がっているのです。

- 翻って我が国を見ても、アメリカが無謀なアフガン戦争、イラク戦争に突入した際、日本では多くの若者が反戦のために立ち上がりました。若者の政治や平和に対する無関心が叫ばれて久しいですが、このように同時代で起きているアメリカによる殺りくを目の当たりにして、若者は立ち上がったのです。平和の思いは時代・世代を超えて共通です。
- 二度と戦争は嫌だ、平和に暮らしたいという平和の思いが日本国憲法9条の原点です。この思いを次の世代で大きく花開くようにしましょう！